

(配布用)

令和2年 第5回

甲賀広域行政組合議会

臨時会 会議録

令和2年12月25日
於 甲賀広域行政組合庁舎

令和2年第5回甲賀広域行政組合議会臨時会会議録

令和2年第5回甲賀広域行政組合議会臨時会は、令和2年12月25日 甲賀市水口町水口6218番地 甲賀広域行政組合庁舎に招集された。

1 応招議員は、次のとおりである。

- 1番 小 河 文 人
- 2番 林 田 久 充
- 3番 山 中 修 平
- 4番 辻 重 治
- 5番 山 岡 光 広
- 6番 桑原田 美知子
- 7番 大 島 正 秀
- 8番 赤祖父 裕 美
- 9番 加 藤 貞一郎
- 10番 松 原 栄 樹

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

欠席議員は、不応招議員と同じ

5 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は、次のとおりである。

- | | |
|---------------|---------|
| 管理者 | 生 田 邦 夫 |
| 副管理者 | 岩 永 裕 貴 |
| 監査委員 | 山 川 宏 治 |
| 会計管理者 | 山 下 和 浩 |
| 事務局長 | 木 村 尚 之 |
| 次長兼総務課長 | 水 野 誠 治 |
| 衛生課長 | 松 本 博 彰 |
| 衛生センター所長 | 坂 富 行 |
| 消防長 | 本 田 修 二 |
| 消防次長兼警防課長 | 西 出 敏 夫 |
| 消防次長兼水口消防署長 | 西 田 喜久雄 |
| 消防次長兼湖南中央消防署長 | 松 田 武比古 |
| 消防総務課長 | 辻 本 直 樹 |

6 本会議の書記は、次のとおりである。

- 中 溝 慶 一
- 水 田 雅 子
- 小 林 慎 司

7 議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第14号 甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分につき承認を求めることについて

日程第4 議案第15号 甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第16号 令和2年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第3号）

8 会議事件は、次のとおりである。

会議事件は、議事日程のとおりである。

9 会議の次第は、次のとおりである。

（開会 午前9時30分）

議長（辻重治） 議会議員の皆様方、本日は何かと御多忙の中を組合議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和2年第5回甲賀広域行政組合議会臨時会を開会いたします。

開議に先立ち、管理者から挨拶があります。

管理者。

管理者（生田邦夫） 本日、令和2年第5回甲賀広域行政組合議会臨時会の開会を招集いたしましたところ、議員各位には、御参集をいただき、誠にありがとうございます。

先の湖南市長選挙におきまして、湖南市政を担わせていただくことになりました生田でございます。同時に、甲賀広域行政組合管理者として職務を執行させていただくことになりました。甲賀地域における少子高齢、人口減少社会の進行、依然、厳しい状況にある構成市の財政状況など、地域の将来を考えますと、ますます効率的かつ質的にも向上した広域連携が必要であると考えており、円滑な組合運営に全力を尽くしていく所存でございます。地域住民の皆様並びに組合議会議員各位におかれましては、今後も引き続き、格別の御理解、御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

それでは、提出いたしました議案の諸案件の御審議を願うに先立ち、当面の報告をさせていただきます。

まず、衛生関係では、ごみ処理施設の延命化を図る基幹的設備改良工事につきまして、先般、安全祈願祭及び起工式が執り行われました。組合議員各位には、御臨席を賜りましたこと、お礼申し上げます。現在、仮設事務所が設営されたところであり、また、年明の本体工事の着手に向けて準備が進められております。

続きまして、消防関係につきましては、これから冬期を迎えるに当たり、新型コロナウイルス感染症はもとより、例年みられる季節性インフルエンザの流行も懸念されることから、職員の感染防止対策と健康管理を徹底し、消防業務が停滞することのないよう取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本日、提案いたしますのは、専決の承認案件1件、条例案件1件、令和2年度補正予算案件1件の合計3件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

議長（辻重治） ただいまの出席議員は10名です。

これから、本日の会議を開きます。

(議会成立 午前9時33分)

- 議 長(辻重治) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。
- 議 長(辻重治) 議事に先立ち、諸般の報告をします。
管理者から、議会の委任による専決処分についての報告が1件ありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。
次に、監査委員から、例月出納検査の結果についての報告が2件、定期監査の結果についての報告が1件、財政援助団体等の監査結果についての報告が1件ありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。
- 議 長(辻重治) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、5番、山岡光広議員、6番、桑原田美知子議員を指名します。
- 議 長(辻重治) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。
御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長(辻重治) 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りに決定しました。
- 議 長(辻重治) 日程第3、議案第14号、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分につき承認を求めることについてを議題とします。
本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。
管理者。
- 管 理 者(生田邦夫) 議案第14号の提案理由を御説明申し上げます。
本議案は、人事院が国家公務員の給与について勧告を行い、そのことを受けた国家公務員の給与の改正法が成立したことに伴い、本組合においても、国に準拠し、職員の期末手当の改正を行うものですが、国の給与改正法案が11月27日に可決され、11月中の議会開会は日程調整も困難であったため、地方自治法第179条第1項を適用し、管理者の専決処分したものです。
改正内容について、第1条関係では、民間給与との較差を埋めるため、期末手当について0.05月分引き下げるものです。
次に、第2条関係では、令和3年4月1日施行分の改正を行います。
第1条関係で引き下げた0.05月分の期末手当を6月期、12月期に振り分け、1.275月とします。
御承認賜りますよう、お願い申し上げます。
- 議 長(辻重治) 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。
続いて、これから討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。
はい、山岡光広議員。
- 5 番(山岡光広) それでは、上程されています議案第14号、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分につき承認を求めることについて、反対の立場から討論をします。
本議案はすでに専決処分されているもので、すでに一部執行されたものではありませんけれども、議案に対する態度は反対ですので、その趣旨を申し述べます。
提案説明にもありましたように、今回の条例改正は国に準拠して甲賀広域行政組合職員の期末手当の支給月数を0.05引き下げるというものです。大本は

人事院が10月7日に一時金削減を勧告したためです。民間企業の一時金水準が公務員を下回ったためとしていますけれども、それは新型コロナウイルス感染拡大に伴う景気減退が背景にあります。公務労働者一時金は業績評価を反映する勤勉手当と、生活給としての期末手当から構成されていますが、今回引き下げられるのは生活給部分を減らすものです。最前線で頑張っている消防や清掃関係に従事していただいている甲賀広域行政組合職員の皆さんには、それに報いることこそ重要だと思います。地方公務員の賃金水準が引き下げられれば、モチベーションの低下を招くことにもなり、民間労働者の賃金引き下げにも影響するという関係にもあります。よって、専決処分された本議案に反対です。

議 長（辻重治） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（辻重治） 討論なしと認めます。

議 長（辻重治） これから、議案第14号、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分につき承認を求めることについてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。
（挙手多数）

議 長（辻重治） 挙手多数です。

したがって、議案第14号、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決しました。

議 長（辻重治） 日程第4、議案第15号、甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。
管理者。

管 理 者（生田邦夫） 議案第15号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、近年、電気自動車に搭載される電池の大容量化に伴い、全出力50キロワットを超える急速充電設備の普及が加速することが予想されており、現行の条例で想定されていなかった自動車等の充電を行うという使用実態を規定するものです。

改正内容については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を受け、急速充電設備の最大出力を200キロワットまで拡大し、あわせて上限の拡大に伴う火災予防上必要な措置を定めるため、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を改正するものです。また、全出力50キロワット以下のものを除く急速充電設備については、消防署への設置の届出を要することとしたものです。

施行日は、改正省令の施行期日と合わせて、令和3年4月1日といたします。
よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（辻重治） これから、質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。

5番、山岡光広議員。

5番（山岡光広） それでは、上程されています議案15号、甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、お伺いしたいと思います。

電気自動車に搭載される電池の大容量化に伴い、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことにより、所要の規定を整備するため、という説明でした。そこで4点についてお伺いしたいと思います。

私は電気自動車を使用していませんので、基本的な点も含めてお伺いしたいと思います。まず1つは市内で、こういった急速充電施設が最近よく見かけます。現在、甲賀及び湖南の地域で施設がどれくらい設置されているのか把握しておられるのでしょうか、お尋ねします。

2つ目はそのうち、この条例改正にも関わりますけども、50キロワットを超える施設はどれだけあるのか、お伺いしたいと思います。

3つ目は、高出力化によって、いわゆる火災予防上、どんなリスクがあるのか、その点についても教えていただきたいと思います。

4つ目は、消防署として、対象施設に対してどういう指導を現在行っているのか、また、今回の条例改正をした後にどういう指導をされるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

議長（辻重治） 質疑に対する答弁を求めます。
消防長。

消防長（本田修二） 失礼します。では、山岡議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の旧町単位における設備の数についてでございますが、本年12月17日現在の管内の電気自動車用急速充電設備の設置数は、甲賀市が17、内訳が、水口町8、土山町4、甲南町3、甲賀町2、信楽町0、一方、湖南市では5、旧の甲西町4、旧石部町が1の合計22設備となります。

次に2点目の50キロワットを超える設備の数ですが、これら22設備いずれも、全出力20キロワットを超え50キロワット以下の設備でございます、50キロワットを超える電気自動車用急速充電設備はございません。

続いて、3点目の高出力化による火災予防上のリスクに関する御質問ですが、50キロワットを超える電気自動車用急速充電設備の火災予防上、想定しうるリスクにありましては、まず、機器本体が外部の火災により長時間高温暴露するおそれがあること、また、蓄電池、蓄電システムは、低温下で蓄電池を充電することによりまして、内部短絡が発生しやすい状況にあること、また、蓄電池の発熱、利用不能に陥るおそれもあること、さらに蓄電システムについては、制御機能の故障により蓄電池の過充電、過昇温、温度が異常に上がるといったことから発火するおそれが想定されましたこと等から、総務省消防庁が、全出力50キロワットを超える電気自動車用急速充電設備の安全対策に関する検討部会を開催いたしまして、本年4月に電気自動車用急速充電設備の必要な安全対策がとりまとめられました。この、全出力50キロワットを超える電気自動車用急速充電設備の安全対策に関する検討部会報告書を受け、これら背景をもとに今般の火災予防条例の一部を改正する条例制定案に至ったものとなります。

最後、4点目の対象施設に対して、どのような指導を行い、また条例改正後は今後どういう指導を行うのか、との御質問ですが、現在、把握しております22設備は、先ほど2点目の御質問で申し上げましたとおり、いずれもが20キロワットを超え50キロワット以下のものでありますことから、設置者等、関係者に対しまして、甲賀広域行政組合火災予防条例第11条の2に定める急速充電設備の基準を遵守していただく指導内容となっております。

また、今般の火災予防条例の一部を改正する条例制定案によりまして、最大出力200キロワットまでの電気自動車用急速充電設備の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例に関する基準を明確に定めることができますので、条例改正後は、本改正条例に基づき、管内に電気自動車用急速充電設備を設置する設置者等の関係者に適切な指導を行い、電気自動車用急速充電設備に係る安全対策の徹底を図るとともに、火災発生リスク軽減につなげるよう、指示しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（辻重治） 山岡議員。

5 番（山岡光広） ありがとうございます。2、3点教えていただきたいと思いません。

今ほども消防長から御説明がありましたけれども、今現在22の施設は50キロワット以下ということです。お尋ねしたいのは、1つは、その22の施設は全部20キロワットから50キロワットという理解でよろしいのでしょうか。その場合は、先ほどもありましたようにいわゆる届出義務というのが発生するということです。で、20キロワット以下というのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。その点もあわせてお尋ねしたいと思います。

それから、現在は50キロワット以上というのは無いと。今後、50キロワットから200キロワットの施設ができる可能性がある。電気自動車の普及によって、そういうことがあるということだと思いますけれども、現在、もし分かればですけど、県内でそういう大規模などうか、そういう急速充電ができるような施設というのはあるのかどうか、その点も教えていただきたいと思えます。

それから、今後のことですのでよく分かりませんが、インターネットで調べてみますと、例えばその50キロワットを超える急速充電設備、いわゆる変電設備についての基準が変えられてくると、個人が、つまり運転手が、運転されている方がそこで充電するというのではなくて、別の人が充電をする、そういう関係になるのでしょうか。つまり充電の仕方もリスクを伴うわけですから、変わってくるのかどうか、その点もお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（辻重治） 消防長。

消防長（本田修二） 失礼します。再質問いただきました1点目、この22施設のうち、20キロワットから50キロワットのものでございます。で、届出義務としまして20キロワット以下ということになっておりますが、現在把握しておりますのは、全てこの20キロワットから50キロワットのもので22施設ということでございます。

県内の状況でございますけれども、これも50キロワットを超えるものにつきましては、私が把握しています限りでは、県内で彦根に1施設、それから草津に2施設、それから大津に1施設の4施設がございます。内容につきましては、車のディーラーさんであったりとか、また、高速道路のパーキングといった所でございます。

それから50キロワット以上の基準が変更されると、個人での充電となるのかということでございますけれども、これにつきましては、いずれも個人対応の場合も考えられますでしょうし、また、ディーラーさんあたりですと、従業員の方が付かれて充電されるということになりますし、また、パーキング等につきましても、充電の方法であったりというのが明示されておりますので、これらをもとに充電されるというふうに理解しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（辻重治） 山岡議員。

5 番（山岡光広） ありがとうございます。1点ですけど、今後ですけど、50キロワットから200キロワットまでというような施設ができた場合に、今仰ったように、条例で改正するんですけどもその時にいわゆる基準と言いますか、そういったものについては、規則で定めるとか、そういうことは無いのでしょうか。仰ったように室内に係員以外の立ち入りを禁止するのかもしれないとか、屋外に設けられた場合については3メートル以上の距離を置くとか置かないとか、そういったことについては、この条例の中の規則の中に委任されるのでしょうか。その点はどうでしょうか。

議長（辻重治） 消防長。

消 防 長（本田修二） 御質問いただきました内容でございますけども、まず、屋内で、そういった充電設備が基本的に可能なかどうかということもでございますけども、基本的には屋外に設けられる充電設備がこの基準の基本的な考えになっているというふうに理解しております。

また、先ほど議員御指摘のとおり、屋外でありましたら3メートルの離隔距離をとりなさいとか、そういった形での準用が必要になってまいります。現在のところ、条例改正案として国のほうも示しておりますが、規則に委任するといったことまでは想定されておりませんので、今後の状況を見据えた中で、またこの充電設備がどれだけ普及してくるのかといったことも大きく影響してまいりと思っておりますので、そういったことにも十分注意しながら、推移を見極め対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（辻重治） これで、山岡光広議員の質疑を終わります。ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（辻重治） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（辻重治） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第15号、甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（辻重治） 挙手全員です。

したがって、議案第15号、甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議 長（辻重治） 日程第5、議案第16号、令和2年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管 理 者（生田邦夫） 議案第16号、令和2年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第3号）の提案理由を御説明申し上げます。

本補正予算案は、職員異動、人事院勧告への対応などによる人件費補正と清掃手数料収入の減、地方債の補正と本年度事業の契約額確定に伴う事業費補正を主な内容とするものです。

歳入につきましては、両市からの負担金として、総務関係で11万7千円、消防関係で1,473万円を減額し、衛生関係では、703万6千円を増額いたしました。

衛生関係の増額は、事業系の可燃ごみ搬入量の減少見込みにより、ごみ処分手数料1,493万2千円を減額したことによるものです。

また、本年度のごみ処理施設整備事業にかかる事業内訳の確定により、国庫補助金43万1千円及び組合債30万円を、それぞれ増額いたしました。

次に、歳出につきましては、総務関係で人事院勧告により、期末手当11万7千円を減額いたしました。

衛生関係では、清掃総務費において、人事院勧告により期末手当52万6千円を減額。委託料では、し尿処理施設長寿命化総合計画策定等の業務委託について、契約額の確定により、278万3千円を減額。また、循環型社会形成推

進地域計画の変更業務委託において、市との協議により、組合で作成可能な範囲となったため、50万8千円を減額いたしました。

し尿処理費では、運転実績により、需用費、光熱水費を111万円減額し、契約額確定により、工事請負費を71万3千円減額いたしました。

ごみ処理費では、工事項目の延伸により、工事請負費を132万円減額。また、ごみ処理施設整備事業費におきましては、契約額確定により、委託料及び工事請負費の合計20万5千円を減額するものです。

消防費では、人事院勧告及び職員異動等により、期末手当414万円を減額。また、職員異動等による給料335万円、勤勉手当279万円及び共済費445万円を、それぞれ減額いたしました。

以上により歳入歳出それぞれ2,201万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ35億1,630万9千円といたしたいものです。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長（辻重治） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（辻重治） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第16号、令和2年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（辻重治） 挙手全員です。

したがって、議案第16号、令和2年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

議 長（辻重治） お諮りします。

本臨時会において議決された案件について、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（辻重治） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

議 長（辻重治） これで、本日の日程は全部終了しました。したがって、令和2年第5回甲賀広域行政組合議会臨時会を閉会します。

（閉会 午前10時03分）

以上、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

甲賀広域行政組合議会議長 辻 重治

同 議会議員 山岡 光広

同 議会議員 桑原田 美知子